

モンテネグロ選挙制度

1. 議会選挙

[1990年]

選挙法	Zakon o izboru i opozivu odbornika i poslanika, službeni list SR Crne Gore, br 36/90, od 3. oktobra 1990. godine.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上の市民で、選挙の前、最低3ヶ月以上共和国に居を定めるもの
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)
投票率・得票率計算方法	
選挙区	20選挙区
選挙区の定数の範囲	1選挙区で1議席～29議席
投票方法	政党投票
阻止条項	4%(獲得総数)
少数民族条項	

[1992年]

選挙法	Zakon o izboru i opozivu odbornika i poslanika, službeni list Republike Crne Gore, br 49/92, od 14. oktobra 1992. godine.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上のユーゴ市民で、選挙の前、最低6ヶ月以上共和国に居を定めるもの
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)
投票率・得票率計算方法	
選挙区	1選挙区
選挙区の定数の範囲	
投票方法	政党投票
阻止条項	4%
少数民族条項	

[1996年]

選挙法	Zakon o izmjenama i dopunama zakona o izboru odbornika i poslanika, službeni list RCG, br 21/96, od 18. jula 1996. godine.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上のユーゴ市民で、選挙の前、最低6ヶ月以上共和国に居を定めるもの
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)。政党は順位付けした候補者名簿を提出し、有権者は政党を選択する。ただし、選挙において議席を獲得した政党は、獲得総議席のうち半分を選挙前に提出した候補者名簿順に候補者に割り当てるが、残りの半分の議席については、各政党が任意の候補者に議席を与えることができる。獲得議席が奇数の場合は、選挙名簿順に割り当てられる議席を1議席増やす。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	14選挙区

選挙区の定数の範囲	1選挙区で1議席から17議席
投票方法	政党投票
阻止条項	4%(選挙区内)
少数民族条項	

[1998年]

選挙法	Zakon o izboru i opozivu odbornika i poslanika, službeni list RCG, br 4/98, 5/98, 17/98.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上のモンテネグロ市民で、選挙の前、最低12ヶ月以上共和国に居を定めるもの
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)。政党は順位付けした候補者名簿を提出し、有権者は政党を選択する。ただし、選挙において議席を獲得した政党は、獲得総議席のうち半分を選挙前に提出した候補者名簿順に候補者に割り当てるが、残りの半分の議席については、各政党が任意の候補者に議席を与えることができる。獲得議席が奇数の場合は、選挙名簿順に割り当てられる議席を1議席増やす。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	全国1区+少数民族特別区
選挙区の定数の範囲	少数民族特別区は5議席, 全国1区は議会定数から5議席を除くすべての議席
投票方法	政党投票
阻止条項	3%(選挙区内)
少数民族条項	少数民族には特別区が設置されている

[2001年]

選挙法	Zakon o izboru i opozivu odbornika i poslanika, službeni list RCG, br 4/98, 5/98, 17/98, 14/00, 18/00, 9/01.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上のモンテネグロ市民で、選挙の前、最低24ヶ月以上共和国に居を定めるもの
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)。政党は順位付けした候補者名簿を提出し、有権者は政党を選択する。ただし、選挙において議席を獲得した政党は、獲得総議席のうち半分を選挙前に提出した候補者名簿順に候補者に割り当てるが、残りの半分の議席については、各政党が任意の候補者に議席を与えることができる。獲得議席が奇数の場合は、選挙名簿順に割り当てられる議席を1議席増やす。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	全国1区+少数民族特別区
選挙区の定数の範囲	少数民族特別区は5議席, 全国1区は議会定数から5議席を除くすべての議席
投票方法	政党投票
阻止条項	3%(選挙区内)
少数民族条項	少数民族には特別区が設置されている

[2002年]

選挙法	Zakon o izboru i opozivu odbornika i poslanika, službeni list RCG, br 4/98, 5/98, 17/98, 14/00, 18/00, 9/01, 41/02, 46/02.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上のモンテネグロ市民で、選挙の前、最低24ヶ月以上共和国に居を定めるもの
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)。政党は順位付けした候補者名簿を提出し、有権者は政党を選択する。ただし、選挙において議席を獲得した政党は、獲得総議席のうち半分を選挙前に提出した候補者名簿順に候補者に割り当てが、残りの半分の議席については、各政党が任意の候補者に議席を与えることができる。獲得議席が奇数の場合は、選挙名簿順に割り当てられる議席を1議席増やす。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	全国1区+少数民族特別区
選挙区の定数の範囲	少数民族特別区は4議席, 全国1区は議会定数から4議席を除くすべての議席
投票方法	政党投票
阻止条項	3%(選挙区内)
少数民族条項	少数民族には特別区が設置されている

[2006年以降(現行)]

選挙法	Zakon o izboru i opozivu odbornika i poslanika, službeni list RCG, br 4/98, 5/98, 17/98, 14/00, 18/00, 9/01, 41/02, 46/02, 48/06.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上のモンテネグロ市民で、選挙の前、最低24ヶ月以上共和国に居を定めるもの
任期	4年(解散あり)
選挙形式	拘束名簿式比例代表制(ドント式)。政党は順位付けした候補者名簿を提出し、有権者は政党を選択する。ただし、選挙において議席を獲得した政党は、獲得総議席のうち半分を選挙前に提出した候補者名簿順に候補者に割り当てが、残りの半分の議席については、各政党が任意の候補者に議席を与えることができる。獲得議席が奇数の場合は、選挙名簿順に割り当てられる議席を1議席増やす。
投票率・得票率計算方法	
選挙区	全国1区+少数民族特別区
選挙区の定数の範囲	少数民族特別区は5議席, 全国1区は議会定数から5議席を除くすべての議席
投票方法	政党投票
阻止条項	3%(選挙区内)
少数民族条項	少数民族には特別区が設置されている

2. 大統領選挙

[1990年] - 幹部会議長(大統領)・幹部会委員選挙法

選挙法	Zakon o izboru predsjednika i članova predsjedništva socijalističke republike Crne Gore, službeni list SR Crne Gore, br. 36/90, od 3.oktobra 1990. godine.
-----	--

選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上の市民で、選挙の前、最低3ヶ月以上共和国に居を定めるもの
任期	
選挙形式	大統領(幹部会議長)選挙は、多数決二回投票制。第1回目の投票で、全有権者数の過半数を超える票を獲得した候補がいなかった場合、上位の2候補による決選投票が行われる。第2回投票でも上位候補が全有権者の過半数を超える票を獲得できなかった場合、再選挙となる(上位2候補のみ、単純多数決制)。幹部会委員選挙は、4名の委員を選出し、第1回投票では、投票者は候補者リストから4名まで投票することができる。第1回目の投票で全有権者数の1/3を超える票を獲得した候補がいた場合、上位4名までが選出される。全有権者の1/3を超える票を得た候補が4名に満たない場合、落選した候補の上位のうち、残りの枠の2倍の数の候補者によって決選投票が行われる。第2回投票でも4名の定数が埋まらなかった場合、残りの枠の2倍の数の候補者により、再選挙となる(単純多数決制)。
投票方法	候補投票

[1992年～2003年(再選挙)]

選挙法	Zakon o Izboru Predsjednika Republike, službeni list Republike Crne Gore, br 49/92, od 14. oktobra 1992. godine.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上の市民で、選挙の前、最低1年間以上共和国に居を定めるもの
任期	5年(再選は1回のみ可)
選挙形式	多数決二回投票制。第一回投票で投票総数の過半数を超える票を獲得した候補がない場合、上位2名による決選投票が行われる。なお、第一回、第二回投票とも、有権者総数の過半数以上が投票しなければ選挙が不成立となり、その場合、再選挙が行われる。
投票方法	候補投票

[2003年(再・再選挙)]

選挙法	Zakon o Izboru Predsjednika Republike, službeni list RCG, br 11/03 od 28 februara 2003 godine.
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上の市民で、選挙の前、最低24ヶ月以上共和国に居を定めるもの
任期	5年(再選は1回のみ可)
選挙形式	多数決二回投票制。第一回投票で投票総数の過半数を超える票を獲得した候補がない場合、上位2名による決選投票が行われる。
投票方法	候補投票

[2008年(現行)]

選挙法	Zakona o izboru Predsjednika Crne Gore, "Službeni list CG", br. 17/07.
選挙権/被選挙権	選挙権は18歳以上の市民で選挙の前最低2年以上モンテネグロに居を定める者が有する。被選挙権は18歳以上の市民で過去15年間のうち10年以上モンテネグロに居を定める市民が有する。
任期	5年(再選は1回のみ可)
選挙形式	多数決二回投票制。第一回投票で投票総数の過半数を超える票を獲得した候補がない場合、上位2名による決選投票が行われる。
投票方法	候補投票